

# 法令遵守とモラルの確保に関するお願い

介護保険事業者のみなさまには、日夜、川越市の介護保険サービスを全力で支えていただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、介護保険事業者としての社会的な信頼を保持するため、介護保険サービスか否か、勤務中か否かを問わず、法人、職員の方々の法令遵守と、モラルの確保が強く要請されます。

日頃からご留意いただいていることかと存じますが、介護保険関連法令に限らず、他の法令に違反し、モラルに反するような業務や行為がないか、いま一度ご確認をお願いいたします。

## 【法令遵守・モラルの確保に関する主な事例】

### 1 介護保険サービス以外で併設しているサービス（健康保険法の指定訪問看護事業者、障害者自立支援法の指定障害福祉サービス事業者として提供するサービスなど）において、違法行為がないか

- 保健医療又は福祉に関する法律に違反があったときは、介護保険事業者として指定取消等の処分を受けることもあります（介護保険法第77条第1項第10号ほか）。

その他の法律（例えば刑法、民法など）に違反した場合も、事業者としての信用を失墜すると考えられます。

### 2 自動車を運転する際、交通違反はないか

- サービス提供中か否かを問わず、運転中の事故が増加しています。特に、運転者には、交差点での一時停止や、横断歩道での歩行者優先のための減速・停止が義務付けられていますので、ご注意ください。

また、路上駐車について近隣住民の方から苦情が寄せられるケースがあります。訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることも可能ですが、その際には、警察への申請を円滑に行い、近隣とのトラブルを未然に防止する観点から、必要に応じてあらかじめ駐車場所の確認、警察・近隣住民との事前調整を丁寧に行ってください。

### 3 過剰な介護サービスを提供していないか

- 介護保険制度の基本理念は、被保険者の方が要介護の状態となっても、尊厳を保持し、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、ご本人の選択に基づき、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されることにあります（介護保険法第1条・第2条）。ケアプランの作成やサービスの提供にあたっては、ご本人の希望に沿ったものか、可能な限り自立を目指した内容となっているか、再点検を行ってください。

川越市の質の高い介護サービスを末永く継続していくためには、事業者と、そこで働く職員のみなさまのご協力が不可欠です。これからも、利用者の方から信頼され続けるサービスの提供にご尽力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

